

細 則

(細則の目的)

第1条 この細則は正会員並びに平日会員A及び平日会員Bに関するオークモントゴルフクラブ会則（以下会則という）の施行について定めたものである。

(年会費・名義書換料)

第2条 会則第16条による年会費及び名義書換料は別表のとおりとする。
但し、経済情勢その他の変化により料金の改訂をすることができる。

(代行登録者制度)

第3条 代行登録者とは、正会員及び平日会員の指名と理事会の承認を得て、会員本人の名義を変えることなく、代行者として登録された正会員及び平日会員である。プレー権は完全に原会員から代行登録者へ移る。

- ① 代行登録料：1回 110,000円
- ② 年会費は代行者に請求する。
- ③ 代行登録者が取消された場合は、その権利義務は自動的に原会員に戻る。
- ④ 原会員が会員権を譲渡、相続、贈与等により退会した場合、代行登録者は自動的に消滅する。
- ⑤ 代行登録者の行為については全て原会員が責任を負う。

(年会費の前納)

第4条 会員は年会費を毎年1月にその年の1月から12月までの1年分を会社に前納するものとする。
なお、年会費等を銀行振込によって支払った場合、会社は原則として領収書の発行をしない。

(各種委員会)

第5条 会則第23条により本クラブに次の委員会を置く。

・グリーン委員会	・フェローシップ委員会	・ハンディキャップ委員会
・コンペティション委員会	・ハウス委員会	・キャディ委員会

(執行理事会及び委員会の招集と議事処理)

第6条

1. 執行理事会は理事長が必要に応じて招集し、その議長となる。
理事長に支障ある場合は常務理事が代行する。
2. 委員会は委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。委員会の審議決定事項のうち重要事項に関しては委員長より執行理事会に報告して、その承認を得るものとする。

(競技)

第7条 本クラブの競技は、日本ゴルフ協会規則及び別に定めるクラブ競技規則に準拠して行なう。

(会員のゲスト同伴)

第8条 会員はゲストを同伴することができる。

(同伴ゲストに対する責任)

第9条 ゲストを同伴した会員はゲストが本クラブの利用に要した費用その他一切の行為について責任を負うものとする。

(ゲストの制限)

第10条 会社は所定の日に限りゲストの入場制限又は禁止をすることができる。

(休日)

第11条 ゴルフ場の休日は1月1日、12月31日及びクラブが定める日とする。
但し、会社が必要と認めたときは、これらを変更することができる。

(臨時休業)

第12条 会社は、コース保全のためまたはその他の事情やむを得ないと認めたときは、臨時休場またはコースの一部使用を中止させることができる。

(第三者営業行為の制限)

第13条 会社及び会社が正式に承認した者以外の者が、ゴルフ場内において営業行為、広告掲示等をしようとする場合は、たとえそれが臨時のものであっても事前に会社の許可を要する。

(事故免責)

第14条 会社及び本クラブが善良な管理者としての注意をしたにもかかわらず、万一会員又はゲストの所有物の破損もしくは紛失等の事故が生じた場合その責に任じない。

(従業員に対する金品供与禁止)

第15条 会員またはゲストはゴルフ場従業員に対し、直接心付け金品を与えてはならない。

(注意事項)

第16条

1. ゴルフ場内に愛玩用動物等を連行してはならない。
2. 来場に際しては、一般的なスーツ又はブレザーを着用のこと。但し、酷暑期間（6月1日～9月30日）は除く。
3. プレーに際しては、危険防止のためにも、必ず帽子を着用のこと。
4. コース及びクラブハウス内での携帯電話の利用は原則として禁止する。
5. ゴルフシューズはソフトスパイク使用を原則とする。

(会員及びゲストの記帳義務)

第17条 会員またはゲストは、プレーのためクラブハウスに到着した場合は必ず備え付の署名簿に記帳するものとする。

(細則の改正及び疑義措置)

第18条 この細則を改正する場合は、会則第23条の手続きを経て行うものとする。
この細則に疑義が生じた場合は、会社が解釈を統一する。

(附則)

- 1. この細則は1990年11月14日より実施。
- 2. この細則は1999年5月7日付にて一部改訂。
- 3. この細則は2000年5月8日付にて一部改訂。
- 4. この細則は2001年6月16日付にて一部改訂。
- 5. この細則は2003年4月6日付にて一部改訂。
- 6. この細則は2004年5月14日付にて一部改訂。
- 7. この細則は2006年5月28日付にて一部改訂。
- 8. この細則は2008年5月18日付にて一部改訂。
- 9. この細則は2010年8月1日付にて一部改訂。
- 10. この細則は2014年4月1日付にて一部改訂。
- 11. この細則は2014年11月29日付にて一部改訂。
- 12. この細則は2015年6月6日付にて一部改訂。
- 13. この細則は2018年6月2日付にて一部改訂。
- 14. この細則は2018年12月31日付にて一部改訂。
- 15. この細則は2019年10月1日付にて一部改訂。
- 16. この細則は2022年7月1日付にて一部改訂。
- 17. この細則は2023年7月15日付にて一部改訂。

【別表】			
名義書換料	第三者譲渡	預託金正会員	—
		株式正会員（記名）	1,000,000 円（税別）
		株式平日会員A（記名）	500,000 円（税別）
		株式平日会員B（記名）	400,000 円（税別）
	相続・第三親等内譲渡		100,000 円（税別）
	同一法人内登録人変更		100,000 円（税別）
年会費	預託金正会員		60,000 円（税別）
	株式正会員（記名）		60,000 円（税別）
	株式正会員（無記名）		60,000 円（税別）
	株式平日会員A（記名）		30,000 円（税別）
	株式平日会員A（無記名）		30,000 円（税別）
	株式平日会員B（記名）		15,000 円（税別）

細 則 C

(細則Cの目的)

第1条 この細則Cは、正会員C及び平日会員C（以下C会員という）に関するオークモントゴルフクラブ会則（以下会則という）の施行について定めたものである。

(年会費、名義書換料)

第2条 1. C会員は、会員の権利を譲渡することができない。但し、会員の三親等内親族に限ってはこの限りではない。
2. 会則第16条による年会費及び名義書換料は別表のとおりとする。
但し、経済情勢その他の変化により料金の改訂をすることができる。

(代行登録者制度)

第3条 C会員は代行登録者制度を利用することができない。

(年会費の前納)

第4条 1. C会員は年会費を毎年1月にその年の1月から12月までの1年分を会社に前納するものとする。
なお、年会費等を銀行振込によって支払った場合、会社は原則として領収書の発行をしない。
2. 前項に係わらず、入会時においてC会員は1年分の年会費を支払い、入会年の翌年に限って、1月に入会した日の属する月を含めて12ヶ月経過した月から同年12月までの月割りで計算した年会費を前納する。

(各種委員会)

第5条 会則第23条により本クラブに次の委員会を置く。
・グリーン委員会 ・フェローシップ委員会 ・ハンディキャップ委員会
・コンペティション委員会 ・ハウス委員会 ・キャディ委員会

(執行理事会及び委員会の招集と議事処理)

第6条 1. 執行理事会は理事長が必要に応じて招集し、その議長となる。
理事長に支障ある場合は常務理事が代行する。
2. 委員会は委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。委員会の審議決定事項のうち重要事項に関しては委員長より執行理事会に報告して、その承認を得るものとする。

(競技)

第7条 本クラブの競技は、日本ゴルフ協会規則及び別に定めるクラブ競技規則に準拠して行なう。

(会員のゲスト同伴)

第8条 C会員はゲストを同伴することができる。

(同伴ゲストに対する責任)

第9条 ゲストを同伴したC会員はゲストが本クラブの利用に要した費用その他一切の行為について責任を負うものとする。

(ゲストの制限)

第10条 会社は所定の日に限りゲストの入場制限又は禁止をすることができる。

(休日)

第11条 ゴルフ場の休日は1月1日、12月31日及びクラブが定める日とする。
但し、会社が必要と認めたときは、これらを変更することができる。

(臨時休業)

第12条 会社は、コース保全のためまたはその他の事情やむを得ないと認めたときは、臨時休場またはコースの一部使用を中止させることができる。

(第三者営業行為の制限)

第13条 会社及び会社が正式に承認した者以外の者が、ゴルフ場内において営業行為、広告掲示等をしようとする場合は、たとえそれが臨時のものであっても事前に会社の許可を要する。

(事故免責)

第14条 会社及び本クラブが善良な管理者としての注意をしたにもかかわらず、万一C会員又はゲストの所有物の破損もしくは紛失等の事故が生じた場合その責に任じない。

(従業員に対する金品供与禁止)

第15条 C会員またはゲストはゴルフ場従業員に対し、直接心付け金品を与えてはならない。

(注意事項)

- 第16条
1. ゴルフ場内に愛玩用動物等を連行してはならない。
 2. 来場の際は、一般的なスーツ又はブレザーを着用のこと。但し、酷暑期間（6月1日～9月30日）は除く。
 3. プレーの際は、危険防止のためにも、必ず帽子を着用のこと。
 4. コース及びクラブハウス内での携帯電話の利用は原則として禁止する。
 5. ゴルフシューズはソフトスパイク使用を原則とする。

(会員及びゲストの記帳義務)

第17条 C会員またはゲストは、プレーのためクラブハウスに到着した場合は必ず備え付の署名簿に記帳するものとする。

(細則Cの改正及び疑義措置)

第18条 この細則Cを改正する場合は、会則第23条の手続きを経て行うものとする。
この細則Cに疑義が生じた場合は、会社が解釈を統一する。

(附則)

1. この細則Cは2014年11月29日より実施。
2. この細則Cは2015年6月6日付にて一部改訂。
3. この細則Cは2018年6月2日付にて一部改訂。
4. この細則Cは2019年10月1日付にて一部改訂。
5. この細則Cは2022年7月1日付にて一部改訂。
6. この細則Cは2023年7月15日付にて一部改訂。

【別表】		
名義書換料	相続・第三親等内譲渡	100,000 円（税別）
	同一法人内登録人変更	100,000 円（税別）
年会費	正会員C（記名）	60,000 円（税別）
	平日会員C（記名）	30,000 円（税別）

細 則 W

(細則Wの目的、定義)

- 第1条 1. この細則Wは、平日会員Wに関するオークモントゴルフクラブ会則（以下会則という）の施行について定めたものである。
2. 本細則における平日会員W（以下W会員という）は、平日会員W（個人・法人）、法人平日会員W4、平日会員WT（個人・法人）及び法人平日会員WT4の4種類の会員のことをいう。

(年会費、名義登録料又は名義書換料)

- 第2条 1. W会員は、会員の権利を譲渡することができない。但し、会員の三親等内親族に限ってはこの限りではない。
2. 会則第16条による年会費、名義登録料（入会金）及び名義書換料は別表のとおりとする。但し、経済情勢その他の変化により料金の改訂をすることができる。

(代行登録者制度)

- 第3条 W会員は代行登録者制度を利用することができない。

(年会費の前納)

- 第4条 W会員は年会費を毎年1月にその年の1月から12月までの1年分を会社に前納するものとする。なお、年会費等を銀行振込によって支払った場合、会社は原則として領収書の発行をしない。

(各種委員会)

- 第5条 会則第23条により本クラブに次の委員会を置く。
- | | | |
|--------------|-------------|--------------|
| ・グリーン委員会 | ・フェローシップ委員会 | ・ハンディキャップ委員会 |
| ・コンペティション委員会 | ・ハウス委員会 | ・キャディ委員会 |

(執行理事会及び委員会の招集と議事処理)

- 第6条 1. 執行理事会は理事長が必要に応じて招集し、その議長となる。理事長に支障ある場合は常務理事が代行する。
2. 委員会は委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。委員会の審議決定事項のうち重要事項に関しては委員長より執行理事会に報告して、その承認を得るものとする。

(競技)

- 第7条 本クラブの競技は、日本ゴルフ協会規則及び別に定めるクラブ競技規則に準拠して行なう。

(会員のゲスト同伴)

- 第8条 W会員はゲストを同伴することができる。

(同伴ゲストに対する責任)

- 第9条 ゲストを同伴したW会員はゲストが本クラブの利用に要した費用その他一切の行為について責任を負うものとする。

(ゲストの制限)

- 第10条 会社は所定の日に関りゲストの入場制限又は禁止をすることができる。

(休日)

- 第11条 ゴルフ場の休日は1月1日、12月31日及びクラブが定める日とする。但し、会社が必要と認めたときは、これらを変更することができる。

(臨時休業)

- 第12条 会社は、コース保全のためまたはその他の事情やむを得ないと認めたときは、臨時休場またはコースの一部使用を中止させることができる。

(第三者営業行為の制限)

- 第13条 会社及び会社が正式に承認した者以外の者が、ゴルフ場内において営業行為、広告掲示等をしようとする場合は、たとえそれが臨時のものであっても事前に会社の許可を要する。

(事故免責)

- 第14条 会社及び本クラブが善良な管理者としての注意をしたにもかかわらず、万一W会員又はゲストの所有物の破損もしくは紛失等の事故が生じた場合その責に任じない。

(従業員に対する金品供与禁止)

第15条 W会員またはゲストはゴルフ場従業員に対し、直接心付け金品を与えてはならない。

(注意事項)

- 第16条
- 1. ゴルフ場内に愛玩用動物等を連行してはならない。
 - 2. 来場に際しては、一般的なスーツ又はブレザーを着用のこと。但し、酷暑期間（6月1日～9月30日）は除く。
 - 3. プレーに際しては、危険防止のためにも、必ず帽子を着用のこと。
 - 4. コース及びクラブハウス内での携帯電話の利用は原則として禁止する。
 - 5. ゴルフシューズはソフトスパイク使用を原則とする。

(会員及びゲストの記帳義務)

第17条 W会員またはゲストは、プレーのためクラブハウスに到着した場合は必ず備え付の署名簿に記帳するものとする。

(細則Wの改正及び疑義措置)

第18条 この細則Wを改正する場合は、会則第23条の手続きを経て行うものとする。
この細則Wに疑義が生じた場合は会社が解釈を統一する。

(附則)

- 1. この細則Wは2023年7月15日より実施。

【別表】		
名義登録料 (入会金)	平日会員W（記名）	200,000 円（税別）
	平日会員W 4（無記名）	800,000 円（税別）
	平日会員WT（記名）	100,000 円（税別）
	平日会員WT 4（無記名）	400,000 円（税別）
名義書換料	相続・第三親等内譲渡	100,000 円（税別）
	同一法人内登録人変更	100,000 円（税別）
年会費	平日会員W（記名）	40,000 円（税別）
	平日会員W 4（無記名）	160,000 円（税別）
	平日会員WT（記名）	40,000 円（税別）
	平日会員WT 4（無記名）	160,000 円（税別）